



レセプト電算処理システムの開発及び運用における 支払基金と47国保連合会との関係

平成22年10月26日
社会保険診療報酬支払基金

レセプト電算処理システムの開発及び運用における 支払基金と47国保連合会との関係

- 「レセプト電算処理システム」は、電子レセプトについて、医療機関による提出、審査支払機関による審査及び保険者による受取りを一貫して実施するためのシステム。
 - 昭和58年、厚生省が「レセプト処理システムの基本構想」を示して以来、支払基金においては、厚生省の要請を受けて、レセプト電算処理システムの開発及び運用を主導。
- ① 「記録条件仕様」(=レセプトのデータを電子的に記録するための条件を定めた仕様)
- ・ 昭和58～59年に作成。診療報酬改定時に更新。
 - ・ 当初より、厚生労働省に提供。

② 「標準仕様」(=医療機関が審査支払機関に対して電子レセプトを提出するに当たって点検すべき事項を定めた仕様)

- ・ 平成3年に診療所に係るものを、平成4年に病院に係るものを作成。
診療報酬改定時に更新。
- ・ 当初より、厚生労働省に提供。

③ 「基本マスター」(=傷病名、診療行為、医薬品、特定保険医療材料等のコード、名称等に関するデータベース)

- ・ 昭和58～59年に構築。毎月、更新。
- ・ 当初より毎月、厚生労働省に提供。平成3年11月以降毎月、国保中央会に提供。

④ 「医療機関マスター」(=医療機関の名称、コード、施設基準、標榜科等に関するデータベース)

- ・ 昭和63年に構築。毎月、更新。
- ・ 平成3年11月以降毎月、国保中央会に提供。

⑤ 審査支払機関の業務処理のためのプログラム

i 電子媒体請求の受付のためのプログラム

- ・ 昭和59年に開発。診療報酬改定時等に更新。
- ・ 平成3年以降、国保中央会に提供。

ii オンライン請求の受付のためのプログラム

- ・ 平成19年に開発。診療報酬改定時等に更新。
- ・ 当初より、国保中央会に提供。
- ・ なお、認証局(=電子証明書を発行するシステムセンター)については、平成19年に国保中央会と共同で設置。

iii 基本マスターを活用したコンピュータチェックのためのプログラム

- ・ 昭和63年に開発。診療報酬改定時等に更新。
- ・ 平成3年以降、国保中央会に提供。

iv 保険者に提供されるレセプト及び医療機関に提供される帳票(増減点連絡書等)を編集するためのプログラム

- ・ 昭和63年に作成。診療報酬改定時等に更新。
- ・ 平成3年以降、国保中央会に提供。

- なお、支払基金においては、レセプト電算処理システムの開発（仕様検討、進捗管理、プログラム検証等）及び運用を実施するために必要な組織体制を整備。平成22年度には、本部に3課を設置して28名を配置。
- また、レセプト電算処理システム（画面審査システムを除く。）の開発等に係る外部委託経費については、支払基金と国保中央会とがレセプト件数に応じて按分して負担。

【参考】平成22年診療報酬改定に際してのレセプト電算処理システム（画面審査システムを除く。）の開発等に係る外部委託経費（概算）
(単位:百万円)

	支払基金負担分	国保中央会負担分	計
プログラム開発	114.5	134.5	249.0
基本マスター更新	23.7	27.8	51.5
計	138.2	162.3	300.5

（注）平成22年度には、支払基金と国保中央会との間での按分の比率は、46:54である。

職員の審査事務及び審査委員の審査 のためのシステムの取扱い

○ 支払基金においては、

- ① 平成12年、画面による職員の審査事務のためのシステムを開発。
- ② 平成14年、画面による審査委員の審査のためのシステムを開発。
- ③ 平成19年、「点検条件の設定」(=診療報酬の算定内容の適否に関する基準を個々に登録すること)によるコンピュータチェックを導入。
- ④ 平成22年、
 - ・ 医薬品の適応、用量及び禁忌
 - ・ 処置、手術及び検査の適応等に関する「チェックマスター」(=診療報酬の算定内容の適否に関する基準を収載したデータベース)を活用したコンピュータチェックを導入。

⑤ 平成23年4月より、突合審査及び縦覧審査を実施する予定。これらに係る職員の審査事務及び審査委員の審査を円滑に実施するため、ワイド画面を活用した画面審査システムに移行する予定。

⑥ 平成23年度には、

- ・電子点数表を活用したコンピュータチェック
- ・特定保険医療材料の適応及び用量に関するチェックマスターを活用したコンピュータチェック

を導入する予定。

- なお、平成14～15年頃、支払基金より、国保中央会に対し、画面審査システムの提供を打診。
- しかしながら、国保中央会においては、平成17年以降、独自の画面審査システムを開発。
- この点については、審査支払機関の業務の中核である職員の審査事務及び審査委員の審査のためのシステムが支払基金と国保中央会との間での公正な競争のための重要な基盤となること等にかんがみると、合理的。

ワイド画面を活用した画面審査システム

次に掲げる理由に基づき、画面審査システムを更新するに当たっては、24インチ以上のワイド画面を採用する予定。

- ① 近時、ディスプレイの主流を占めるため、調達が容易であること。
- ② 複数のレセプトを同一の画面で表示することが可能であるため、見やすいこと。
- ③ 高点数のレセプトに添付される日計表(=投薬、注射、処置及び手術の区分ごとに各薬剤の日々の使用量を記載した資料)をスクロールなしで一覧的に表示することが可能であるため、操作が容易であること。
- ④ 設置に必要な面積が少ないとこと。
- ⑤ 電源が一つであるため、消費電力が少ないとこと。